

第3回 ごみ処理恵庭モデル検討会(議事録)

日時:令和4年6月29日(水)17:00~19:00

場所:恵庭市役所 3階 第2・3委員会室

出席者:8名【会長】中尾 文子

【委員】河野 恵美・大嶋 亮馬・小林 貴・落合 信也
平井 梓・石上 一美・槇 愛美

欠席者:2名【副会長】吉田 英樹【委員】菅原 伸治

事務局側:野村 孝治(生活環境部長)・小路 弘樹(生活環境部次長)

中山 真(廃棄物管理課長)・田中 徹(同主幹)・石丸 直稔(同主査)

水野 光代(同主査)・牧野 有紘(同主事)

1. 開 会

2. 委員委嘱(委員変更)

前任:豊田 利之 → 新任:小林 貴

3. 挨拶(会長)

4. 第2回ごみ処理恵庭モデル検討会の振り返り

5. 議 事

(1)令和4年度廃棄物処理の概要について

(2)事業系廃棄物処理実態調査結果について

(3)ごみ処理恵庭モデルの目指すゴールの共有について

(4)リサイクルセンターの運営手法の検討について

6. その他

(事務局より「第4回目の検討会は7月4日を予定していること」を報告。)

7. 閉 会

～議事要旨～

5 議事

(1)令和4年度廃棄物処理の概要について

～事務局より説明(資料1「令和4年度廃棄物処理の概要」)～

質疑応答無し

(2)事業系廃棄物処理実態調査結果について

～事務局より説明(資料2「恵庭市の事業系廃棄物に関する実態調査 結果報告書」)～

事務局：ここで、副会長よりご意見をいただいておりますので、共有いたします。「(意見)たいへん興味深い調査です。特に事業系一般廃棄物と産業廃棄物の取り扱いに関するルールを知らない事業者が多いことに驚きました。ただし、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分が明確ではないものも多いので(たとえば、廃棄されるバインダーは事業系一般廃棄物か)その点では、懸念すべき事項は、「事業系一般廃棄物や産業廃棄物の一部が家庭系一般廃棄物に排出されていないか」という点です。特に農業のように自宅と事業所が一体となっているところは、家庭系一般廃棄物に排出される可能性があり、この点は排出される廃棄物の分別が十分行われているかを含めて、調査・検討の余地があると思います。(質問)① p14-15 に産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分実態の数値が記載されていますが、これは「資料1 廃棄物処理の概要」のp15の表にある産業廃棄物の令和3年度で1383.23トンの内訳と考えてよろしいでしょうか。②また、産業廃棄物の可燃・不燃の品目としてどのようなものが多く排出されているのでしょうか。今後の産業廃棄物受け入れの見直しが必要になった場合に、その傾向は「廃棄物処理の概要」の中にも明記すべきことかと思えます。」というご意見・ご質問です。まず、①についてはお見込みのとおりです。②については、マニフェストの傾向から、不燃物として多く排出されるものは、建設系マニフェストでは「がれき類」28%、「ガラスくず・陶磁器くず」28%、「廃プラスチック」31%、全国共通マニフェストでは「廃プラスチック」38%、「ガラスくず・陶磁器くず」22%、「がれき類」16%となっております。可燃物については、こちらの数値は追っておりませんでしたので、今年度の組成調査の結果を待ちたいと思います。」

会 長： 今回の調査対象となった「恵庭市と委託契約をしている事業者」の数は恵庭市全体の事業者の何パーセント程度になるのでしょうか。

事 務 局： 事業所の正確な数の把握は難しい部分ではありますが、経済センサスによる統計調査では約 2000 事業者とされており、令和 3 年度では821事業者が契約している為、現状では約 4割程度の契約率となっています。こちらの契約締結事務においては近年力を入れている部分でもありますので、引き続き市施設へ事業系廃棄物を搬入の際は契約締結の徹底を図っていきたいと考えております。

委 員 A： (p13問7について)「収集運搬許可業者の指導で分別し排出」とありますが、こういった意味か教えて下さい。

事 務 局： 恵庭市内には収集運搬許可業者が8社あります。そういった許可業者が事業者の収集運搬を行っており、その際に排出する事業者が許可業者に分別について尋ねたり、指導を受けたりしているという意味合いです。

委 員 A： 許可業者との連携・連絡体制はいかがでしょうか。

事 務 局： 許可業者とは常に連絡を取れる体制をとっており、都度問い合わせをいただきながら判断をしている状況です。また、一年に一回「意見交換会」も市と許可業者との間で実施しています。焼却施設に搬入したパッカー車内の不適物検査(展開検査)についても、年に数回実施しております。

委 員 A： 家庭ごみだけでなく、事業者の知識の習得や意識の改革も重要だと思います。

会 長： 副会長からもご意見をいただいている「産業廃棄物が家庭ごみとして排出されていないか」という部分について、今後の対応はどのように考えていますか。

事 務 局： 自宅と事業所が一体となっているところについては、家庭ごみとして排出されているケースも有り得ると思います。今検討しているのは、家庭ごみの啓発紙に「事業系廃棄物との区別の違い」についての内容を含めた周知を行っていくことを考えています。市民の方も会社で働いている方は多くいらっしゃるので、家庭ごみと事業系廃棄物の違いを啓発紙でシリーズ化しながら啓発していきたいと考えています。

委 員 B： 個人事業主等の開業時に委託契約も併せて行ってもらおう仕組みづくりは難しいでしょうか。また、収集運搬業者は、収集の際に指導等を実施してくれていますが、元を言うと従業員(捨てる人)の意識の問題が大きいです。会社それぞれの教育体制にも差があり、廃棄物に対する社内教育の充実化やシステムを構築することができればいいなと思っています。

事務局： まず1点目については、新たに開業した事業者の情報が廃棄物管理課まで入ってこないという状況がありますが、現状では各職員が実際に現地調査を行う中で確認した事業者においては随時委託契約の締結を進めています。このやり方については引き続き検討していきたいと考えております。2点目の社内教育の部分について、市内のとある食品製造業では、商品名に「いっぱんはいきぶつ」、「さんぎょうはいきぶつ」とひらがなで記載されたラミネートを使用しながら教育していると聞いており、外国人労働者向けの社内教育として実施しているとのことでした。事業規模によってはどうしても教育が追いつかないという実態もあると思いますので、市内の企業と連携を取りながら、いい取組みについては啓発紙等を活用しながら広めていければと考えております。

委員 C： イベントで発生するごみについて、様々な種類のごみをイベント終了後に仕分けしていますが、花火大会などの大きなイベント等でもしっかりとごみの分別はなされている状況でしょうか。

事務局： 分別していただいています。

委員 B： ごみ箱にスタッフが配置され、指導やお手伝いをしながら分別しています。

事務局： 事業系廃棄物の難しいところでもありますが、産業廃棄物においては市区町村を跨いで処分が可能ですが、一般廃棄物においては原則として跨ぐことが出来ません。市町村を跨ぐ場合は、他市との事前協議が必要となります。産業廃棄物の民間処理施設が恵庭市にはほぼないことから、市がその役目を担っており、「合わせ産廃」としています。近隣市では北広島市、千歳市では民間の産業廃棄物処理施設があります。

委員 B： イベントのごみの捨て方を見たら、中には愕然とするような分別になっているものもあります。専属スタッフの配置などで、より分別意識を高めながら運営していきたいですね。

会長： 大学の学校祭などでも学生の方がボランティアで分別していただいていますよね。

委員 D： 大学祭についても、大学側の実行委員が分別に気を付けていても、来場者の分別がされおらず、ごみをもう一度全部広げて分別し直したこともありました。今後はポスターなど様々な手段でより分別啓発に力を入れていきたいと思っています。

(3)ごみ処理恵庭モデルの目指すゴールの共有について

～事務局より説明(資料3「第3回ごみ処理恵庭モデル検討会」)～

事務局：ここで、副会長よりご意見をいただいておりますので、共有いたします。「(意見)当面の課題は 10-20 年スパンで考えて施設の更新・新設、収集方法及び区分の見直しについて、具体的な年度を入れたロードマップを作成することだと思います。特に 2030 年、2040 年、2050 年の予想される人口(予測主体によって差があるので、減少率が大きい場合も想定しておく)と年齢構成を示してその図を共有し、やるべきことを考えた上で、「あるべき姿」を描くという順序の方が望ましいと思います。特に焼却施設は維持管理にコストがかかり、かつ運転トラブルや更新も必要な施設なので、特に注意が必要な点であると思います。」とのご意見です。最新の恵庭市の人口推計値を見ますと、2030 年に 68,851 人、2040 年には 66,000 人、2050 年には 62,000 人という予測されております。廃棄物施設の耐用年数の目安でもあります 15 年間では、そこまで大きな人口減少はないのではないかとことです。環境問題などでは、ゼロカーボン宣言にもありますとおり、2050 年がターゲットとなっておりますので、バックキャストによるロードマップの作成など様々な角度から検討し、提言に繋げてまいりたいと考えております。

会長：第5回にワークショップ形式で進めていくとのことで、いい手法だと感じていますが、その際はカーボンニュートラルと合わせて 2050 年のイメージということによろしいでしょうか。

事務局：短期的なもの、中長期的なものに分けて考えていきたいと思っております。

委員 A：ロードマップのゴールが 2030 年なのか、2050 年なのかで大きく変わってくると思います。私たち市民からすると、カーボンニュートラルのことはあるにしてもやはり少し遠すぎると感じてしまいます。提言としてはもう少し、近い期間で考えていくのがよいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：「ごみ減らし市民会議」の提言書についても 10 年～15 年先の未来を見据えた提言となっておりますので、今回の提言についてもおおよそそれぐらいの未来を見据えた提言としたいと考えております。ただ、将来的なビジョンを考えながら、10～15 年の未来のその先も見据えた提言書にできればと思います。

事務局：この「ごみ減らし市民会議」の提言書を作成した当時の状況(約 15 年前)と、今の恵庭市が置かれている状況というのは大きく異なっています。当時の状況としては、焼却施設についても、ダイオキシンの関係で使用ができなくなり、ごみ処理場においても用地の確保が難しく最終処分もできないという喫緊の恵庭市独自の課題がありました。今は、ごみ処理場の用地もある程度確保できており、焼却施設による処分も可能になったため、廃棄物を衛生上適正に処理することができるようになりました。ただ、各施設の整備に伴い、処理経費が大きく増大し、市民負担も増えているというのが現状です。またそれに加え、国際的な問題(SDGs、

カーボンニュートラル等)も含め、廃棄物処理の適正処理、利便性、効率性について市民負担を減らしながらどうやって維持(向上)していくのか、というよりよい将来を考えた提言を検討していきたいと考えております。

会 長： 恵庭市ではゼロカーボンシティ宣言もあり、今後どのように達成していくのかというビジョンの検討が始まると思います。2050年カーボンニュートラルの達成のために、再生可能エネルギーを活用した施設を増設するのか、それとも省エネに重きを置くのか、なかなかすぐに合意形成を得られることではありませんが、この検討会で将来を見据えた上で議論をすることに非常に意義があると思います。まずは精緻なものではなく、イメージの共有をした上で、10年後を考えていきましょう。

(4)リサイクルセンターの運営手法の検討について(協議会(案))

～事務局より説明(資料3「第3回ごみ処理恵庭モデル検討会」)～

事務局： ここで、副会長からご意見をいただいておりますので、共有いたします。「(意見)当面の大きな課題であり、他市町村の事例をよく調査して、恵庭市でも最もよい方法(市民が受け入れやすい)を検討すべきかと思えます。特にリサイクルの名目で大量に資源を集めることが目的ではなく、質のよい資源を効率的に集める、たとえば質の悪いものは収集対象からはずす、ということも考慮すべきかと思えます。」とのご意見です。こちらについては、他市町村の事例、実態の視察、現状との比較を行いながら検討を進めていきたいと考えております。

委員 C： 作業所として人数確保に課題があるとありますが、様々な要素が絡んでくると思います。労働環境の改善によって、就業希望者は増えると思います。分別の品質向上によって作業の負担が減ることで、人数の確保に繋がることもあるでしょう。実際の他の施設も参考に具体的な規模や作業員の数、労働時間などがわかると、見えてくる部分かなと思います。市民の分別意識が向上し、作業負担が軽減されることで残渣の減少にも繋がり、労働環境の改善によって人数の確保が可能になるという流れができるのではないのでしょうか。

事務局： 副会長からも労働環境の改善についてはご意見をいただいているところです。特に、びん・缶・ペットボトルの細分化についても検討事項であると認識しております。ただ、市民周知に関しては時間をかけて丁寧に実施すべき部分だと考えておりますので、現状では島松沢にあるリサイクルセンターを活用しながら、具体的な人数や運営について検討会の中で協議していきたいと考えております。またその中で、労働環境の改善や分別変更についても同時に協議しながら進めていければと思っております。

委員 A: 現行の施設ですと、老朽化も進んでおり、労働環境の改善は必要かなと感じております。リサイクルパークへ体制を変更する際に、改修・修繕等は可能なのでしょうか。個人的には、働かれる方にはよりいい環境で、安全面も考慮したうえで働いてほしいと思っております。もちろん予算の兼合いもあるとは思いますが、前述の部分も考慮した上で、協議を進めていってほしいと思います。

事務局: 市の方での改修ということではなく、受託業者への委託料に一定期間の修繕費も織り込みたいと考えています。ですので、今使えるものはなるべく使いながら、施設についても危険なところをなくしながら、改修・機械管理・設備維持を検討していきたいと思っております。

委員 E: リサイクルパーク設置協議会(仮称)の学識経験者は就労支援作業所としての運営ノウハウがある方が入るといった認識でよろしいでしょうか。施設の改修となると、一度行うと変更することはできません。ハード面の仕様についても、体制などのソフト面とセットで考える必要がありますので、運営ノウハウがある方に入っていただかないとスムーズに進まないと思います。

事務局: 機械設備関係で申し上げますと、委員候補には、現在委託している事業者が機械設備関係も普段取り扱っておりますので、その中で検討していきたいと考えております。また、学識経験者については、機械設備に熟知されている方ではなく、就労支援の体系に詳しい方に入っていただく予定です。仰っていただいたように、運営ノウハウや、就労支援作業所としての施設改修について詳しい方にも入っていただくよう内部で協議していきたいと思っております。

会長: 実際に成功事例として他市への視察も検討されていますか。

事務局: 近隣市町村の先行事例視察も検討しております。

6 その他

(事務局より「第4回目の検討会は7月4日を予定していること」を報告。)

会長: 平成19年の市民提言の中で、剪定枝について資源活用を検討する旨記載がありますが、こちらについてはその後状況としてはいかがでしょうか。

事務局: 剪定枝につきましては、令和2年まで検討をしたところですが、木質バイオマスとして、枝類の売却を検討しましたが、品質に差があり、廃棄物としての取り扱いとなることから検討を終了したところです。

事務局：資源物として再生利用をする際には、ある程度性状が安定していることが条件となります。ただ剪定枝については、家庭系から排出されるものについては、枝の種類、太さ等もばらつきがあり、さらに縛って排出する際に、他の不純物が混じることもあります。検討を進めましたが、長期的に安定した性状を保つことができないことから、再生利用は難しいとの結論に至りました。

以上



第3回ごみ処理恵庭モデル検討会の様子